



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 1
- 歳入の収納の事務の委託（農政経済課） 1
- 都市計画の変更・6件（都市計画・モノレール課） 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 3
- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 3
- 歳入の収納の事務の委託（住宅課） 4

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（広報課） 4
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課） 4
- 位置境界明確化調査による地図及び簿冊の閲覧（土地対策課） 5
- 建設業者に対する営業停止命令（技術・建設業課） 5
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課） 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課） 9

公安委員会事項

- ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく沖縄県公安委員会の事務の沖縄県警察本部長等への委任に関する規則 11

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表 11

選挙管理委員会事項

- 宮古島市長選挙における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 68
- 宮古島市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決 72
- 宮古島市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 74

告 示

沖縄県告示第326号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成29年第3回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 招集の期日 平成29年6月20日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第327号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 浦添市、豊見城市及び南風原町
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 南城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、石垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 石垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第334号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 八重瀬町字伊覇、字上田原、字東風平及び字友寄のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年6月19日から平成30年3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量）（4級基準点測量）

沖縄県告示第335号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第157条第1項の規定により、防災街区整備事業組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

解3

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事業組合の名称 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合
 - 2 事務所の所在地 那覇市樋川2丁目6番1号
 - 3 事業施行期間 平成26年5月30日から平成31年3月31日まで
 - 4 施行地区 那覇市樋川2丁目、樋川1丁目、松尾2丁目及び壺屋1丁目のそれぞれ一部
 - 5 設立認可の年月日 平成26年5月19日
 - 6 変更の内容 事業施行期間を「平成26年5月30日から平成31年3月31日まで」から「平成26年5月30日から平成33年3月31日まで」に変更する。 *2年延長*
 - 7 変更の認可の年月日 平成29年5月23日
- 157条1項とは「事業組合は定款、事業計画を変更するには知事の認可が必要」とするもので、事業期間の延長を意味しない。余見物事は2年延長し、完全に違法だ。ゆえ平成33年3月31日と本年2021年3月31日のことで既に期日を超過している。違法のエに違法をくり返している。*

沖縄県告示第336号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成29年度県政広報テレビ番組等制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県知事公室広報課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成29年4月3日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社シー・エム・シー 那覇市鏡原町29番地17号
- 5 契約金額 40,215,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 新沖縄県税務事務トータルシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成29年4月3日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 54,432,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（水産課） 1
- 沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（水産課） 4
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（情報産業振興課） 4

告 示

- 家畜伝染病発生の報告（畜産課） 4
- 林業種苗生産事業者の登録（森林管理課） 5
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課） 5
- 都市計画事業の変更の認可・3件（都市計画・モノレール課） 6
- ※ ○ 防災街区整備事業組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 7

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課） 7
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 7

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院） 8

収用委員会事項

- 公示による通知 8

規 則

沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則をここに公布する。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第3号

沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第17条第3項の規定に基づき、第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）において使用する用語の例による。

(採捕の数量等の報告者)

第3条 法第17条第3項に規定する規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。

- (1) 小型まき網漁業
- (2) まぐろはえ縄漁業
- (3) かつお一本釣漁業
- (4) 底魚一本釣漁業

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第84号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第157条第1項の規定により、防災街区整備事業組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業組合の名称 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地 那覇市樋川2丁目6番1号
- 3 事業施行期間 平成26年5月30日から平成33年3月31日まで *2年延長*
- 4 施行地区 那覇市樋川2丁目、樋川1丁目、松尾2丁目及び壺屋1丁目のそれぞれ一部
- 5 設立認可の年月日 平成26年5月19日
- 6 変更の認可の年月日 平成31年2月6日

玉城知事も翁長知事と同じ理由違法に違法を認めている

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 9・5・2平和祈念公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成7年12月6日から平成36年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年5月29日 沖縄県指令土第437号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平840番1の一部及び840番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里鳥堀町5丁目28番地7サルビアンカ201 岡本隆、那覇市首里鳥堀町5丁目28番地7サルビアンカ201 岡本清乃
- 5 検査済証番号 平成31年2月14日 第4535号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月24日

病 院 事 業 局 事 項